

第7章、第8章の条文原案

第7章 町長等

(町長の責務)

第20条 町長は、町政の代表者として、町民の信託に応えるため、この条例の理念に則り、公正かつ誠実に職務を執行し、まちづくりを推進するように努めます。

- 2 町長は、町民自らがまちづくりについて考え、行動することができるよう、行政情報を積極的に提供し、町民と共有するように努めます。
- 3 町長は、町職員を適切に指揮監督し、効率的な行政運営に努めます。
- 4 町長は、多様化する町民の行政需要に対応した行政運営を行うため、職員の能力向上に努めます。

(執行機関の責務)

第21条 町の各執行機関は、所掌事

務について、自らの判断と責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、町長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮するように努めます。

(町職員の責務)

第22条 町職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務の執行に努めます。

- 2 町職員は、まちづくりに必要な能力の開発と自己啓発に努めます。
- 3 町職員は、自らも町民の一員としての自覚を持ち、積極的に地域活動に参加するように努めます。

(行政組織)

第23条 町の組織は、町民にわかりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化

及び町民のニーズに的確に対応するよう編成します。

(審議会等)

第24条 町は、審議会、審査会、調査会その他の附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」といいます。）の委員には、公募の委員を加えるように努めます。ただし、公募による委員の選出が適当でないと認められる場合については、これを加えないことができます。

- 2 審議会等の構成員については、委員の年齢、性別、職種、他の審議会等との重複等を考慮し、幅広い人材を登用するように努めます。
- 3 審議会等の会議は、原則として公開します。

第8章 町政運営の原則

(町政の運営)

第25条 町長等は、情報共有、町民参加及び協働のまちづくりを基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行います。

- 2 町長等は、事業の実施に当たり、最小の経費で最大の効果を上げるように努め、計画—実施—評価—改善のマネジメントサイクルを踏まえた自治体経営を推進します。

(説明責任)

第26条 町は、政策の計画、実施、評価及び改善のそれぞれの過程において、その内容や効果等を町民等に分かりやすく説明する責任があります。

- 2 町は、町民からの意見、要望、提案等に対しては、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します。

(総合計画)

第27条 町は、総合的かつ計画的な町政運営を行うため、町のめざす将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画と

事業の進め方を明らかにする実施計画により構成される総合計画を策定します。

- 2 町は、総合計画を最上位の計画と位置付け、町が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

- 3 町は、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、向こう3ヶ年の実施計画を毎年度見直すとともに、事業の進捗を管理し、その状況を公表します。

(法務体制)

第28条 町長等は、地域の特性を生かした質の高い政策を実行するため、自主的な法令の解釈及び運用をするとともに、自らの判断と責任において必要な法令等の制定に努めます。

- 2 町長等は、前項の目的のため、職員の法務に関する能力の向上に努めるとともに、職員の自主的な研修等に対し、必要な支援を行います。

(財政運営)

第29条 町は、総合計画を踏まえた

中期的な財政計画を策定するとともに、行政評価と連動した予算編成により、計画的で健全な財政運営に努めます。

- 2 町は、毎年度の予算及び決算その他町の財政状況に関する情報を町民に分かりやすく公表します。

(行政評価)

第30条 町は、効率的かつ効果的に町政運営を図るため、政策、施策及び事務事業の評価を行い、その結果を町民に公表し、説明責任を果たします。

- 2 町は、前項の評価の結果を町民に分かりやすく公表するとともに、その結果を政策、施策及び事務事業に反映させるように努めます。

(行政手続)

第31条 町は、町民の権利利益の保護を図るため、行政処分等に関する手続を定め、行政運営の公正と透明性を確保します。

- 2 前項の手続について必要な事項は、別に条例で定めます。

宗谷総合振興局への所管替えを要請

支庁制度改革に伴う北海道知事に対する要請について

た。なお、本町に設置されている留萌家畜保健衛生所については、地域酪農の振興を図る上で重要な拠点でありますので、引き続き現行の管轄区域で存続されるよう併せて要請することとし、第1回臨時議会（1月29日）において議会の同意を得て、2月1日に道庁にて嵐田副知事に要請書を提出しました。

このようなことから、町としては、将来にわたっての本町の振興発展や住民福祉向上を勘案し、今回の支庁再編にあたり、北海道知事に対して幌延町を宗谷総合振興局の所管とするよう要請することとしました。

支庁制度改革については、現在北海道において検討が進められておりますが、昨年11月に作成された「新しい支庁の姿」で、幌延町は旭川市に設置される道北総合振興局に位置づけられました。しかしながら、これまで市町村合併などで町民の皆様と協議した際や、今回、改めて各種団体、地域住民の方々から意見等をいただきましたが、地理的条件はもとより、生活、医療、観光などあらゆる面で宗谷圏に依存していることから、宗谷圏に入ることが望ましいとの意見が殆どでありました。